

はしがき

本書は、公共政策系の学部（場合によっては大学院）で開講される行政法の講義（全15回・2単位）向けのテキストである。

法律文化社の編集者である舟木和久氏から「行政法教科書の新企画を」と声をかけていただいたのは、2013年7月のことである。当時は立命館大学政策科学部で非常勤講師として行政法の講義を担当しており、法学部生ではなく政策科学部生にどのような講義をすればよいか、思案していたところであったので、同じく公共政策系の学部で行政法の講義を担当していた大田直史教授（龍谷大学政策学部）、小谷真理准教授（同志社大学政策学部）と各自のシラバスを持ち寄って、共同で講義用テキストを作成することにした。

公共政策系の学部では、法学を体系的に履修することが予定されていないため、法律の基本的な知識（たとえば、条文の読み方）についても、ある程度は行政法の講義中に触れる必要がある。他方で、学生の皆さんは法律それ自体に興味をもっているわけではなく、また、公務員志望者も案外少ないので、行政法（特に行政救済法）を網羅的に取り上げる必要性は大きくない。しかしながら、それでは地方自治法や行政学などの隣接科目との融合を意識した講義をしたらどうかといわれると、これらの科目は別途開講されているため、行政法の講義の内容はやはり伝統的な行政法総論が軸にならざるをえない。

色々と検討を重ねた結果、本書は、公共政策を学ぶ学生の皆さんに、まずは、自らが関心を寄せる公共政策の策定と実現の過程において、行政法がどのように役立っているのかを理解してもらい、ということをも第1の目標とすることにした。そのために、入門編（第1講～第9講）では、冒頭の【設問】で、学生の皆さんにとって身近な行政法制度や行政活動を取り上げ、その前提にある利害状況を明らかにしながら、行政法総論の初歩的な事項について説明していくというスタイルをとっている。応用編（第10講～第15講）では、やや高度な課題（たとえば、住民参加・住民投票）が取り扱われる。これが本書のタイトルを『公共政

はしがき

策を学ぶための行政法入門』にした経緯である。したがって、本書は、行政法総論について網羅的・体系的に叙述するものではなく、とりわけ行政救済法との関連性が強い事項(たとえば、行政処分の公定力)は、思い切って省くことにした。その一方で、【設問】の解説の理解にとって有益であると考えられる法律の基本的な知識、学問上の概念、近年の立法・行政実務の動向などについては、本文とは別に、👉POINT、👉KEY WORD、【コラム】の中で取り上げている。これは、各講の内容にメリハリを付けるための工夫であり、適宜参照していただければと思う。さらに、各講の最後には【発展問題】が用意されている。その中には出題者自身が検討中の「難問」も含まれており、これらの問題は、主として学部や大学院のゼミの報告の素材を提供することを意図したものである。なお、本書の内容は原則として2017年6月現在の法令に依拠したものであり、紙幅の関係上教科書からの引用は基本的に割愛した。

本書には、編者3名のほかに、長谷川佳彦准教授(大阪大学大学院法学研究科)、石塚武志准教授(龍谷大学法学部)、宮島茂敏氏(西宮市役所)、藤田弓子氏(大阪市役所)といった研究者・実務家の方々に分担執筆者・執筆協力者として加わっていただいた。また、舟木和久氏には、編者が提案する実験的な試みにも快く応じていただいた。心から感謝申し上げる次第である。

公共政策系の学部における行政法教育がいかにあるべきかの模索は今後も続く。読者の皆様からの忌憚のないご批判、さらにはご提案をいただき、本書から新たな行政法教育のネットワークが広がっていくことを願ってやまない。

2018年2月

編者を代表して
深澤龍一郎